

保健室経営の理論と実際

藤 田 喜 久 子

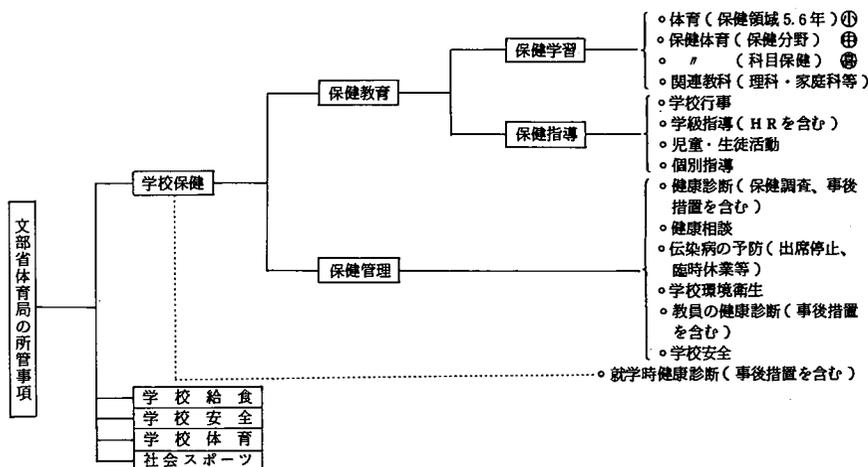
I はじめに

保健室は学校保健法第19条に定められている「健康診断、健康相談、および救急処置を行なうために保健室を設けるものとする」ということによって、各学校に設置されている。

具体的には文部省体育局長通達により基準や方法、保健室の役割等に関する諸事項が示されており、本校もおおむねこれに従って経営がなされている。しかし現代の保健室は、時代の変遷に伴う児童、生徒の心身の変化に対応するために、従来の管理的な面のみならず、学校教育の中に位置づけられている学校保健を推進する場として、教育的な面の機能も要求されているのである。つまり保健室は保健管理と、保健教育を行なう場である。以上のような見地から「保健室経営の理論（学校保健のめざすもの）と実際」を考えてみることにした。

II 学校保健のしくみとその周辺

1. 構 造



2. 内 容

- (1) 保健教育 — 将来にわたる健康保持の自主的能力を養わせる。（保健学習・保健指導）
- (2) 保健管理 — 児童・生徒の健康を他律的に保護する。（心身の管理・環境の管理、生活の管理）

3. わが国の学校保健の特色

- (1) 児童・生徒管理の主管部局が文部省、教育委員会など教育部局であること。

- (2) 養護教諭が学校に配置され、教育に基礎を置いた保健管理、保健指導が行なわれている。
- (3) 保健教育が、人文科学系の保健体育の教科で行なわれていること。

Ⅲ 学校保健のめざすもの

1. 法的根拠

- (1) 日本国憲法第25条 — すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- (2) 教育基本法第1条 — 教育の終極目標は、心身ともに健やかに発達する国民の育成である。
- (3) 学校教育法第12条 — 学校においては、別に法律に定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るために健康診断を行ない、その他保健に必要な措置を講じなければならない。
- (4) 文部省設置法第11条 学校保健とは、学校における保健教育及び保健管理をいう。
- (5) 学校保健法第1条 この法律は、学校における保健管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施と、その成果の確保に資することを目的とする。

2. 学校保健のめざすもの

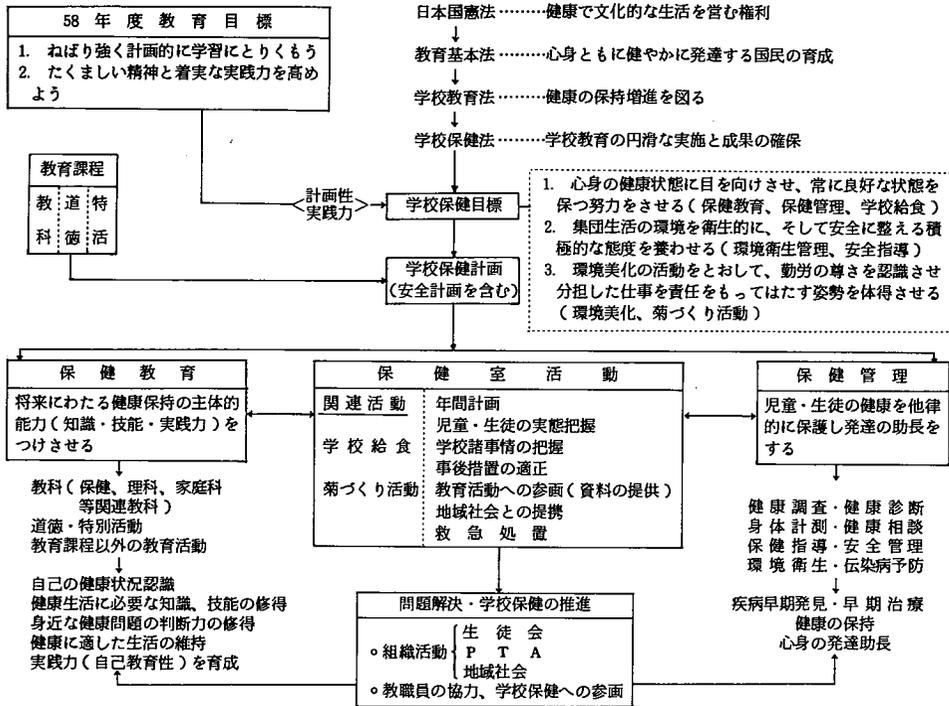
前述の法的根拠に示されているように学校保健は、健康の保持増進を図ることによって「学校教育の円滑な実施とその成果を確保する」そして更に進展せしめ、「心身ともに健やかに発達させ」最終的に「健康で文化的な生活」へと発展せしめることにあるとされていることから、学校保健のめざすものは、と改めて問うならば、簡潔に「自律的、他律的に健康の保持、増進を図ることである」と云い切ることができるのではないだろうか。そして、それを実現させるための手段として保健管理を行ない、更に教育課程の中に位置づけられた保健教育を行なうということであると考えらる。

Ⅳ 保健室経営の理論

保健室は、運動場、体育館等に近くて利用しやすく、また生徒の動きが握みやすく更に救急の場合の搬出入に便利な場所がよいのは当然であり、健康の保持増進をはかる場として環境条件が良好であること、更に健康相談、保健指導が十分なされるよう工夫することが必要である。

しかし、保健室がいわゆる救急処置や、管理的な面の処理にのみ追われ、本来のあるべき姿を見失いがちであることから、保健室経営の理論を構造化し、時によってはそれを反すうし、職務遂行上の指針にすることが望ましいと考える。

表 1. 学校保健と保健室の関係



1. 保健教育

中学校の保健教育は、小学校における教育の基礎の上にならって行なわれるものであって、具体的には知識、理解を中心とした教科、道徳等による保健学習と、態度化、生活化をねらいとする、主として特別活動による保健指導とに大別できる。

表 2. 保健学習と保健指導

項目	保健学習	保健指導
1. 目的	知識の習得が中心で、一部日常生活で実践可能な事項について実行する技能を養う	健康・安全に関する知識の行動化・生活化をはかる
2. 内容	個人及び社会の健康・安全に関する系統的知識と技術	児童・生徒の実情・経験・活動に見られる行動上の問題点
3. 時間・場所	授業時間として、保健ならびに関連教科に割りあてられた時間で、教室で行なう	主として、特別活動の時間で学校内外で行なわれる
4. 対象・方法	学級単位、教科教育法による	集団又は個人を対象として行なわれガイダンスやカウンセリング等も行なう
5. 担当者	実施教科の免許状を有し、任命された教師	学校長、学級担任、養護教諭ほか関係教師
6. 相互関係	指導の総合・補充・系統化	学習の応用、実践、学習効果の確認

(1) 保健学習

保健学習の一例として、教科保健の内容を記してみると次のようになる。

表 3.

目 標 達 成			
健 康 と 生 活			
運動と健康	運動・作業とエネルギー消費	栄養と健康	調和のある生活と健康
傷害の発病要因とその防止		救急処置と悪化防止	疾病の3要因
個人と集団の健康		疾病の早期発見	
健 康 と 環 境			
自然環境と適応能力	快適生活と至適条件	室内空気汚水と許容濃度	日光飲料水の確保
心 身 の 発 達		廃棄物の衛生的処理	
呼吸・循環機能の発達と第二性徴の発現	運動能力をその向上	精神機能の発達	欲求と適応

保健学習は、指導要領によって内容、時期、時間数などがきまっており、系統的に学ばせることは可能であるが、授業者が、学習者の実態、ニードを十分認識した上で指導計画をたて、将来健康的な生活を営ませるための学習であるという自覚と責任をもってあたなければ、折角のものが、知識、技能、実践力にまで高めることができず、素通りの結果となってしまおう。

(2) 保健指導

保健指導は、表 2 にも示したように、児童・生徒の実態、経験、活動、その他の諸問題を「健康を保持し、増進できる態度や習慣をつける」という観点に照らして指導計画をたて、教育活動全体を通じて計画的、継続的、組織的に、しかも保健管理との関連を図りながら進めなければならない。それを表に示すと次のようになる。

表 4. 学校教育の中の保健指導

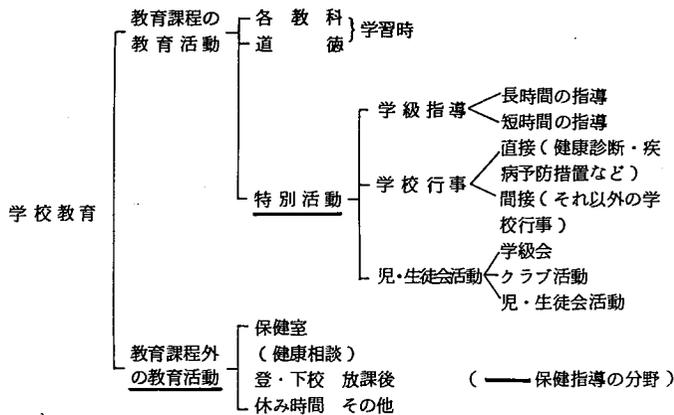


表 4. に示した保健指導の分野で保健室（養護教諭）はいかなるかわかりを持つか具体的に考えてみる。
 ○ 特別活動の中の学級指導
 長時間の指導の内容は、5項目あるうちの1つ、保健安全に関すること、という項目で押えられできるだけ具体的な資料や事例を活用して行ない、生徒の理解、態度化を促し、持続的実践力にまで高まるようなものでありたいと願うものである。その内容は学校教育目標をベースとし、その学校の抱える問題点、或は独自性により選択し指導計画がたてられるものであって、保健室において日常的に行なわれる健康観察、健康相談、傷病の発生事例等々も題材になるから、それらを提起し、まず学級担任が納得できるような資料を提供し、保健室としての意志表示をしなければならない。事がらによっては、養護教諭が行なう場合もあるが、学級指導の主役はあくまでも学級担任であるから十分の理解を得なければならないと考える。

本校の特別活動で、「保健、安全に関すること」の占める割合は低く、年間カリキュラムも不完全である現実是非常に残念であるが教育課程を考える段階において関係教員と協議し前向きに検討してゆきたいと考えている。

- 短時間の指導は、朝礼、終礼時に、保健行事の事前事後指導、或は学校生活中で即指導すべきことがらなどを取り上げ、学級担任自身の意志並びに保健室からの連絡などによってなされるもので、日常的にひんぱんに行なわれ、この効果は大であると考ええる。
- 保健行事は、特別活動の中で学校行事の中に位置づけられている。この保健行事に伴う保健指導に関しては、保健室として大いにその専門性を発揮し、学級活動へ、或は養教自身の全体指導として、また「保健室だより」などを通して個々（保護者も含む）への働きかけがなされる。これによって行事の目的（必要性）内容、方法、及び結果の意味することなどが理解され、知るということによって態度化の糸口を見出すことにもなる。
- 保健、安全的行事以外の学校行事に関して、これら諸行事を企画、運営する担当者は当然それに伴う保健、安全の面を考慮して計画をたてるが、その上でなお専門の見地からの助言が必要ならばそれを行ない、特に体育、修学旅行的行事では事前調査を行ない、あらゆる場面を想定しての指導助言を行ない、生徒からの相談にも応ずる。
- 生徒活動における保健指導は、上記「保健安全的行事以外の学校行事……」に準ずる。しかし、生徒会活動の中の保健委員会は学校保健活動の推進力としての指導が絶えずなされなければならない。
- 教育課程外の教育活動における保健室（健康相談・保健指導の場としての）は、訪れる生徒がそれなりの理由を持っているわけだが、中には何となくとか、息抜きのためにというのもあるだろう。保健室に入る時からの態度、理由をのべる様子、連れだってきた生徒のさまざま、その中から生徒理解、保健指導、躰的要素など多くのことがらを発見することができ、生徒自身への具体的な指導、相談に応ずるというチャンスが与えられる。しかし、保健室は、無意識の逃避の場であったり、甘えの場であったりしやすい面も持っている。子供から大人へと精神的にも、身体的にも変化し不安定な時期であるから、受けとめてやる場として存在するのは当然であろうが、養護教諭が保健室経営の理念をしっかりと持ち、更に生徒への深い洞察力を養ない、その上適切な処理能力を培っておかねば、本当に遊び場であったり、昼寝の場になり下ってしまうであろう。勿論校内の教職員の理解と協力を得なければ成り立たないことである。
- 登下校、放課後、休み時間、その他の保健指導は、機会教育的保健指導が多く、その場で終わることもあるが時にはこの指導内容を学級指導、その他の指導資料として活用する。

2. 保健管理

保健管理は、学校保健法に具体的内容、実施基準が示され、他律的に保護する立場をとっているが要約すると次の6項目である。1.健康診断、2.健康相談、3.伝染病の予防、4.環境衛生、5.環境安全、6.教職員の健康診断並びに事後措置

(1) 健康診断

定期健康診断は、4月～6月に行なわなければならない。これらは生徒の発育状況の把握、疾病異常の早期発見、早期検査治療の指導、時には指示、予防措置、必要ならば休学、養護

学校への編入、運動制限、等の措置を関係者と協議の上決定する。更に必要時には臨時の健康診断を行なって万全を期す。

(2) 健康相談

健康相談は、生徒と接する中で偶発的に行なわれる場合もあるが、計画的に行なう場合は次の項目に該当するものを対象としている。

- 健康診断の結果継続的な観察及び指導を必要とするもの
- 日常の健康観察の結果必要と思われるもの
- 欠席の多いもの
- 自分自身で、心身の異常に気づいて訪れたもの
- 保護者が、健康相談の必要を感じたもの
- 修学旅行、体育的行事等で必要と思われるもの

実施方法は学校独自の工夫で行なわれるのが適当と思われるが、事によっては学校医、学級担任の立合いが必要な場合もあるであろう。

(3) 伝染病の予防

学校は集団であり伝染病の予防には細心の注意が必要なのは当然であり、「学校の設置者は伝染病予防上必要があるときは、臨時に学校全部又は一部の休業を行なうことができる」「学校長は、伝染病にかかっており、或は疑いがあり、又かかる恐れのある生徒には、政令で定めるところにより出席を停止させることができる」により、慢延による学校教育の円滑な実施を防げないように配慮されている。二学期末、流行性角結膜炎の流行の兆があったとき、激しい症状を呈した生徒への欠席を勧告したのも、インフルエンザ流行時の学級閉鎖などもこの処置である。この際、学校医、学校薬剤師等の指導助言を受け、実行すべきである。

(4) 環境衛生、安全

環境が人間の心身に影響を及ぼすことは周知のことであるが、特に人格形成を図るための教育活動の場である学校は最も適した状態でなければならない。その為に、学校には学校薬剤師が配置され専門的見地からの指導助言を得、更に情操的環境整備も配慮されている。

- 環境衛生については学校保健法に毎学年定期に次の項目を検査することが決められている。
 - ④ 飲料水及びプールの水の水質並びに排水の状況
 - ⑤ 水道及び水泳プール並びに学校給食用の衛生状態並びに浄化消毒等の設備
 - ⑥ 教室その他学校内の空気、暖房、換気方法及び騒音
 - ⑦ ごみ処理場、便所等の衛生管理
- 安全点検については、次のことが決められている
 - ④ 安全点検は、毎学期1回以上通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行なわなければならない
 - ⑤ 学校においては、必要があるときは、臨時に安全点検を行なうものとする
 - ⑥ 学校においては安全点検の結果必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等危

除を防止するための措置を講じなければならない。

①学校においては、常に設備等の整理整頓に努めるとともに、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならない。

②学校薬剤師は学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健室管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、必要に応じ試験検査又は鑑査を行う。

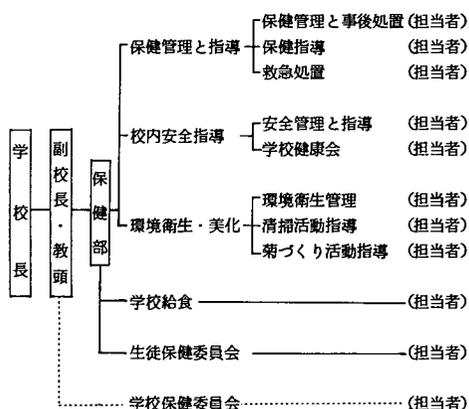
(5) 教職員の健康診断（定期、臨時）

学校保健法第8条に「学校の設置者は、毎学年定期に学校の職員の健康診断を行わなければならない」と規定されている。更に必要時に臨時健康診断を行うことになっている。

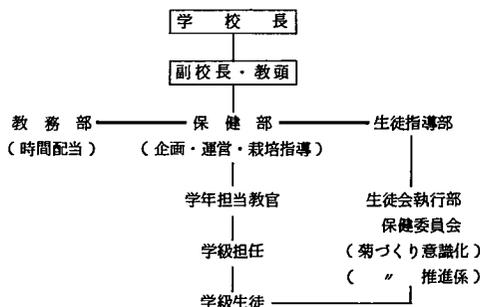
結核に関しては、市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員は都道府県教育委員会が実施することになっている。更に成人病予防の見地から、血圧、尿、胃、肝臓等の検査を35才以上の教職員に、項目によっては40才以上に実施するよう決められている。

V 保健室（保健部）経営の実際（本校58年度）

1. 学校保健組織



2. 菊づくり組織



3. 経営目標

学校教育目標に、学校保健のねらいを加味した本校の保健目標を設定し、表1.に示した。

4. 保健室経営の実際

(1) 年間計画

学校保健、安全計画は、教育課程の中で計画的に、もれなく効果的に実施するように、学校行事との関連を考慮し特に本校は教育実習、研究会、遠距離通学生などのことを含みとして立案している。

(2) 保健室の動き

日……学校環境一巡、担任から生徒の健康状況等の連絡を聞く、生徒の出欠席状況の確認
 週……次週行事の準備、連絡、指導
 月……当月傷病集計、健康会手続

- 学期…1. 定期健康診断の実施、家庭連絡、統計、指導資料作成（全体、学級、教科へ）
 2. 臨時健康診断、保健活動の整理
 3. 臨時健康診断、かぜの予防、受験その他時期に適した健康生活指導
 年……学校環境点検、机椅子等の点検、次年度の計画、学校保健委員会
 年間…保健指導、健康相談、伝染病食中毒予防、保健情報収集と活用、救急処置、保健室管
 理、保健組織活動、評価

(3) 保健室経営の方針

経営目標に照らし、次のような方針をたてている。

- 生徒
 〇自分の健康安全は自分で責任をもつ。そのために自分自身に関心を持ち、変化をはっきり
 のべ、その処置も或る程度考えられ、できるようにする。
 〇決められたこと、しなければならぬことは責任をもってやる。
 〇清掃、菊づくり活動を通して、自分たちの学校は自分たちで美しくすることを前提とし、
 作業や、掃除を一生けん命にやる。
- 教師
 〇生徒の保健管理は、保護者、本人自身、学校の三者で行うということを原則とする。
 〇上記の観点から健康診断の事後措置として結果の家庭連絡、治療（精検も含む）勧告をす
 るが保護者の責任において判断し、深追いはしない。
 〇事務量の軽減をはかり、生徒との接触時間を多くもつ（養教自身精神的ゆとりを持つ）

(4) 保健室経営の実際

- 〇年度当初の保健計画と保健室経営方針よ
 けて行なう。
- 〇健康手帳の活用を3年
 前から重点的に行な
 っている。健診、計測、
 予防接種等すべて本人
 が持って参加する。傷
 病の記録、体育見学届
 担任、保護者との連絡
 に用いることによって
 安易な休養、見学が非
 常に少なくなった。ま
 た記録に残るというこ
 とは、指導もしやすく
 生徒の保健意識の高揚
 にも役立っている。

健康手帳活用のねらい

1. 生徒自身が、保健安全に関する意識を高める。
2. 生徒自身の、保健安全に関する記録を残す。
3. 担任教官と、生徒が保健安全に関する連絡を密にする。
4. 家庭と学校の連絡を密にするためのたてどとする。
5. 保健部が、生徒の保健安全に関する状況を正確には握する。
6. 体育授業を見学する際の正しい手続きの方法とする。

健康手帳活用のしかた

1. 病気、けがなどで欠席した場合は、19P（家庭から学校へ）の欄に記入して保
 健室に提出する。



2. 在校中に気分が悪くて保健室に申し出る場合は、健康手帳を持参する。
3. 在校中または登下校中にけがをして保健室で処置をする場合は、健康手帳を持
 参する。（2.3の場合で急がねばならないときは、あとで出す）
4. 医師の証明が必要な場合、または健康上のことで学校と家庭が連絡をとるとき
 には健康手帳を用いる。
5. 健康診断、月例体重測定、予防接種等保健安全的行事には健康手帳を用いる。
6. 体育の授業を見学する場合は、21P「保健、体育学習の見学届」の欄に理由を、
 保護者または本人が記入して体育教官に提出し、承認を得たのち見学する
 （登校の際常時カバンの中に入れていつでも出せるようにしておく）

昭和 年 月 日

保護者 各位

生徒の保健管理についての御連絡

島根大学教育学部附属中学校

校長 大上 寛 親

心身ともに発達著しい時期の生徒に対する学校保健の立場から、次のことがらを御連絡し、生徒の保健管理の万全を期したいと存じます。御協力下さいますようお願い申し上げます。

生徒の保健管理・健康観察

- 専門医による定期・随時の健康診断および予防接種
- 家庭における保護者の観察および処置・学校への連絡
- 担任による朝礼、終礼、授業における観察
- 他教官の授業中、集会時、その他接する場面での観察
- 本人自身の申し出

傷病の救急処置

- 傷・病いずれも学校で処置できる範囲のものは、家庭医薬品程度のもので準備してあるので、それで行なう（保健室で休養する場合は、担任あるいは授業の教官に届けてから休み、約1時間を原則とする）
- 傷・病で、家庭連絡が必要な場合は、健康手帳、学校→家庭の欄に記入し、連絡する
- 早退が必要な場合は、保護者連絡し、在宅あるいは早退の方法など確認のうえ実施する

傷病で医師受診の必要な場合

- 傷——保護者連絡し、指定の医療機関に移送し、そこで保護者と落ち合う急を要しないが、念のためという場合は、健康手帳で連絡する
- 病——保護者連絡し、原則として保護者が受診させ結果を学校へ連絡する
- 学校でけがをし、帰宅後医師受診の必要が生じた場合は受診させ、なるべく早く学校に連絡する（学校管理下におけるけが等で、学校教康会の手続きを希望する場合は、担任に届け出る）

救急車を要請した場合

- 救急車を要請すると同時に保護者連絡をする
- 原則として救急車の指定病院へ移送する

その他

- 定期・随時健康診断あるいは身体計測値などの家庭連絡は、健康手帳で行なう。ただし、要精検、要再検あるいは緊急処置が必要な場合には、別途連絡する。

◦ 入学前保護者会で、学校の方針を十分に保護者に説明し、意志の疎通をはかる。その際生徒の保健管理は、三者一体で行うということを理解してもらう。

◦ 来室時の状況にもよるが、態度、もの云い、傷病に対する考え方、処置の仕方等、指導、躰的面をしつかり押える。その中で生徒とのかかわりを持ち、生徒を十分観察する。必要ならば校内電話により担任に連絡し、更に健康手帳により家庭へも連絡する。

◦ 保健室利用に関する申し合わせ事項を教職員、生徒へ徹底さす。

「保健室利用について」<生徒へ>

保健室は、みんなの健康管理や、保健指導の中心になるところです。健康診断や健康相談、救急処置、また気分の悪い人が休養したり、いろいろな資料や標本が掲示してあるところですから保健室ではさわいんだり、掲示物をさわったり、勝手に開けたり使用してはいけません。

※ 気分が悪くて休養する場合

①健康手帳をもって保健室に来て状況をきちんと説明する（急な場合、非常に気分が悪い場合は、落ち着いてからでよい）

②保健室の先生が不在の場合は担任の先生あるいは事務室のかたに届けて休養する。このとき、

健康手帳を必ず机上にのせておき、休養したことがわかるようにしておく。

③原則として授業は行なわない。（家庭医薬品程度のもは用意してある）

保 健 委 員 の 任 務	
附中保健委員会	
クラスの健康・安全・環境衛生、環境美化の面でのリーダーとなり、積極的に活動し、クラスの模範となるよう努力する。	
具体的活動内容	
1. 健康・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○ クラスメートの学校での傷病の世話 ○ 毎日の欠席者の把握。(保健室前黒板に記入、名表に記入する。) ○ 教室あるいは校舎内外の危険箇所、器具類の破損等を見つけたら担任教官、保健部教官、または事務室へ届け出る。 ○ 危険防止に留意し、安全な学校生活がおくれるよう指導的立場をとる。
2. 環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校での生活を快適に、また学習効果の向上をはかるために校舎内あるいは教室内の換気、照明、通風などに注意し、もし不良な状態であれば、率先して良い状態にする。
3. 環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日のわずかな清掃時間に効果的に行なわれるように分担区域、人数の配分、清掃方法などクラスの実情にあわせ、担任教官、清掃担当教官と相談してきめる。 ○ 美化の日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の清掃で十分にできない部分を重点的に行なう。 ・ 大掃除の目的を理解しその目的がしっかり果たせるように担任教官と相談して行なう。 ○ 菊作り活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 菊作りを通して、勤労の尊さ、責任を果すことの大切さ、長期間育てる苦しさ、楽しさ、喜びなどを味わう。そして美しい花で学校を飾るという大きな目的があることを理解し、クラスのリーダーとなる。
4. 学校給食	<ul style="list-style-type: none"> ○ クラスの人が、牛乳給食の意識を理解し、飲むときのマナー、パックのしまつ、返却、記録簿の記入などがうまくできているかを注意し、できていなければ指導する。

※ けがをして利用する場合

- ①一般に使用できる薬品は用意してある。使用したら記録簿に記入する。
- ②急ぐけが以外は健康手帳をもって来る。
- ③原則として継続的な処置は行なわない。
- ④保健室の先生が不在で自分たちで処置できないけがの場合は、担任、保健部、体育教官、あるいは事務のかたに申し出る。
- 保健委員の活動を支援し、リーダーとしてクラスメートをリードして行けるようにする。そして生徒たちの手で健康の保持増進環境整備管理ができるよう自覚と、責任をもたせる。
- 健康相談を重視する。身体の健康と同様心の健康についても関心をもつ。
- 保健安全に関する連絡を密にし、教職員間の共通理解と協力を得る。
- 学校目標の具現化を目的とした「菊づくり活動」を環境美化という目的と重ね合わせて少しでも効果的に進められるよう努力する。

VI ま と め

保健室経営を考えると、どうしても無視できない「学校保健」の意義、目的などを洗い直しているうちに、書いても書いても書ききれないという状態になってしまった。制限ある紙数のなかで最後は端折って舌足らずの感がしないでもない。

学校保健のめざす高い理想と、現実の保健室で展開されている一筋縄ではゆかないなまの人間とのかかわりの繰り返し、このはざままで保健室経営は如何にあるべきかを真険に考えれば考えるほど苦悩は深まっていく。しかしこの草を起すにあたって思うことは、学校保健の意図することは向上目標であって、現実をふまえた幾つかの経営目を到達目標としそれに近づく努力と工夫こそが我々に課せられた課題だということである。したがって各学校の保健室経営は諸条件によって異ってしかるべきであるし、養護教諭は生徒と一緒に走って息切れしてしまっはいけない。視野を広く、大きな部分をしっかり押えたのち精神的ゆとりをもって生徒に接し、正しい判断を持って経営にあたれば大体良好な方向へ進むのではないだろうか。

VII 引用文献 保健主事執務事例集 2002P 2024P 2053P

(昭和59年2月13日受理)